

施工条件明示書

(広島高速ローカル系伝送交換設備更新工事)

1. 工程について

(1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

1) 昼間作業 8:00～17:00 (準備・後片付け等を含む)

※ただし、供用中の道路上での作業、既設機器の運用に支障を伴う作業等は、9:30～16:30までとする。

(2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

- 1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、E T C設備保守点検等)
- 2) 公社交通管制業者
- 3) 公社料金収受業者
- 4) 広島高速道路公社が発注する工事及び業務等の施工業者
- 5) その他関連業者

2. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書 (平成 24 年広島高速道路公社) 「1-1-37 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第 2 次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

3. 試験運用開始時期について

試験運用開始時期を以下のとおり見込んでいる。ただし、関係機関との協議・調整等により、試験運用開始時期の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

- (1) ローカル系伝送交換設備
・令和 4 年 3 月 4 日～

4. 伝送交換設備の撤去品について

本工事で発生する金属くず (廃プリント配線板含む) 及びケーブルの処分先については、次の処分先条件を想定している。なお、令和 3 年度に全撤去品の処分を行うこと。

- (処分先) 広島県広島市南区
(運搬距離) 約 16.3 k m
(処分費用) 平日昼間の受入費用

5. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監

督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

- (2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和2年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（令和3年1月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和3年1月版によるものとする。

- (3) 本工事で使用する機器に関しては、監督員の検査で合格したものを使用するものとする。

1) 公社本社（2F 通信機械室）

- ・操作制御サーバ（既設） 収容架内に設置する新設・更新機器が対象
- ・操作制御サーバ（新設架） 収容架内に設置する更新機器が対象
- ・0A デスク（既設） デスク上に設置する非常通報処理装置が対象
- ・0A デスク（既設） デスク上に設置する保守コンソールが対象

2) 公社本社（3F 交通管制室）

- ・総合指令卓 卓に設置する表示部・操作部、情報制御部が対象

3) 1号線馬木管理基地

- ・通信機器収容架（既設） 収容架内に設置する更新機器が対象

3) 3号線宇品管理基地

- ・業務電話・非常電話収容架（既設） 収容架内に設置する更新機器が対象

3) 4号線沼田管理基地

- ・付帯架（既設） 収容架内更新機器
- ・通信機器収容架（既設） 収容架内に設置する更新機器が対象